

新型コロナウイルス感染症への対応について（札幌市国民健康保険）

1 事業概要

項目		傷病手当金	保険料減免（コロナ特例）
制度概要	目的	感染拡大防止のため、被用者の収入の一部を補填することで休みやすい環境づくりを進める	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する見込みの世帯等の保険料を減免する
	対象者	被用者のうち、感染または発熱やせきなどの感染疑いの症状があり就労できなかった日から3日を経過し、なお就労できなかった日がある者	主たる生計維持者の収入が3割以上減少する見込みの世帯等
	効果	次の計算により手当を支給。支給額＝その者の給与日額×2/3×就労できなかった4日目以降の日数	前年度の所得に応じて、保険料の20%～100%を減免
	対象期間	R2年1月～R4年9月までの間で就労できなかった日	令和2年度：R2年2月～R3年3月までの保険料 令和3年度：R3年4月～R4年3月までの保険料 令和4年度：R4年4月～R5年3月までの保険料
R4年度事業概要	導入の決定	R2年5月1日の臨時市議会にて条例改正・補正予算を可決	R4年6月6日の第2回定例市議会にて補正予算を可決
	予算（財源）	2,356.7万円（国費で全額補てん）	1,500万円（事務費）
	受付期間	R2年5月1日～	R4年6月14日～
	周知方法	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証更新証送付時の同封物に制度について記載 HPへ掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 広報さっぽろ6月号、報道機関投込 被保険者あて保険料納入通知書に制度案内チラシを同封 HPへ掲載
R3実績	申請件数	224件	11,735件
	決定件数	196件	9,391件
	決定額	支給総額：約1,089万円	約13億5,000万円
	（決定1件あたり）	約5.6万円	約14.4万円

2 区役所等における市民対応

項目	概要	期間
① 届出期限の延長	通常は事実発生日から14日以内とされる加入・脱退の届出期限を特例的に延長	R2.3.13～（現在も継続中）
② 制度の再周知	徴収猶予や一部負担金減免などを「生活支援ガイド」で再周知	R2.3.26～（現在も継続中）
③ 届出等の郵送対応化	原則来庁が必要な手続の一部（9種類）を特例的に郵便で受付	R2.3.26～（現在も継続中）
④ 収納の自宅訪問自粛	職員の訪問による督促や催告を自粛（電話・郵便へ切替）	R2.5.8～（現在も継続中）
⑤ 収納窓口の感染拡大防止策	短期証の窓口交付及び資格者証明書の新規交付の自粛	R2.2.27～（現在も継続中）
⑥ 特定健診の中止	住民集団健診会場、実施医療機関とも一定期間休止	住民集団健診会場：R3.5.7～7.11（7/12より再開） 実施医療機関：R3.5.16～6.20（6/21より再開）
⑦ 保健指導等の中止等	<ul style="list-style-type: none">・緊急事態宣言が発出された場合、住民集団健診会場、実施医療機関、区役所における特定保健指導を一定期間休止・まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言が発出された場合、訪問による保健指導を一定期間休止	<ul style="list-style-type: none">○特定保健指導 現在は通常実施○生活習慣病重症化予防受診勧奨 現在は通常実施